

令和 6 年 度

城 端 ・ 氷 見 線 活 性 化 推 進 協 議 会

総 会

日 時 令和 6 年 7 月 2 日（火） 16 時 30 分

場 所 高岡市役所 8 階 802 会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 議案第1号 令和5年度事業報告及び収支決算報告

(2) 議案第2号 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)

4 事業報告

・「城端線・氷見線沿線地域公共交通計画」進捗報告 資料1、2

5 そ の 他

・「城端線・氷見線の再構築に向けた取組みについて」

6 閉 会

令和5年度事業報告書

1 会 議

時 期	内 容
7月4日(火)	総会(高岡市役所8階 802会議室)
随 時	観光宣伝部会 城端・氷見線活性化施策研究会(担当課長会議)

2 事 業

(1) 調査啓発事業(イベント事業)

時 期	内 容
通 年	氷見線利用者への市街地周遊バス乗り継ぎ等助成事業 利用者:230名 [(一社)氷見市観光協会]
通 年	べるもんだ歓迎キャンペーン事業 参加者:3,223名 [氷見市海浜植物園]
4月22日(土) ～5月5日(水)	2023 となみチューリップフェア JR城端線利用者特典割引助成事業 城端線利用者:3,303名 [(公財)砺波市花と緑と文化の財団]
7月21日(金) ～8月31日(木)	JR氷見線で道の駅「雨晴」へ行こう!キャンペーン事業 参加者:247名 [道の駅雨晴]
10月21日(土) 22日(日)	「なんと彩葉まつり」との連携事業 利用者:21日13名、22日47名 [(一社)南砺市観光協会城端支部]
11月4日(土)	「べるもんだ」ととなみ野の魅力再発見の一日事業 参加者:35名 [(一社)砺波市観光協会]
1月1日(月)	「JR城端線に乗って越中一宮高瀬神社に初詣&井波別院瑞泉寺に初参にいこまいけ!」事業 利用者:90名 [(一社)南砺市観光協会井波支部]
1月13日(土) 14日(日)	日本海高岡なべ祭りにおける JR城端線利用促進キャンペーン事業 利用者:103名 [高岡市(JR氷見線応援委員会との連携事業)]
1月19日(金) ～3月31日(日)	JR氷見線で道の駅「雨晴」へ行こう!キャンペーン事業 参加者:298名 [道の駅雨晴]
⑧ 3月16日(土)	エキマエマーケット in 福光との連携事業 イベント参加者:約800名 [(一社)南砺市観光協会井波支部]
3月16日(土) ～3月31日(木)	氷見線利用促進キャンペーン事業 ノベルティ配布人数:188名 [(一社)氷見市観光協会]

(2) 観光宣伝事業

時 期	内 容
通 年	協議会ホームページによる沿線の観光情報発信
通 年	「ベル・モニターニュー・エ・メール」を活用した沿線地域の魅力発信
通 年	ラッピング車両を活用した沿線地域の魅力発信

(3) 美化運動の推進(城端・氷見線花いっぱい事業)

時 期	内 容
5月20日(土)	沿線各駅の花壇、プランターの植栽(花苗)、管理
10月28日(土)	沿線各駅の花壇、プランターの植栽(球根)、管理

(4) 鉄道少年団育成事業

時 期	内 容
通 年	高岡・城端鉄道少年団（15 名）の活動に対する助成

(5) 計画推進事業

時 期	内 容
通 年	城端線の増便試行 〔運行本数〕 1 日 4 往復 8 便 〔運行区間〕 城端駅～高岡駅間
通 年	「ベル・モンターニュ・エ・メール」車内において、富山湾鮭をはじめとする食事提供サービスのほか、特産品の販売、観光ガイドによる沿線地域の魅力発信等を実施 〔土曜日〕 城端線：高岡・新高岡～城端（1 日 2 往復） 〔日曜日〕 氷見線：砺波・新高岡・高岡～氷見（1 日 2 往復） ※車両の全般検査実施のため 8 / 4 ～10/17 は運休。 ※10～12 月の一部月曜日も運転。 ※食事サービス提供実績 ・ぷち富山湾鮭セット 2,687 個 ・ほろ酔いセット 548 個 ・飲み比べセット 468 個 等
通 年	ラッピング列車の運行
12 月	城端線・氷見線沿線地域公共交通計画の改訂

令和5年度収支決算書

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

1 一般会計

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
1 補助金	1,500,000	1,500,000	0	富山県 1,500,000
2 負担金	1,830,000	1,830,000	0	高岡市 732,000 氷見市 327,000 砺波市 356,000 南砺市 415,000
3 繰越金	960,738	960,738	0	前年度より繰越
4 諸収入	262	20	▲242	預金利息
計	4,291,000	4,290,758	▲242	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
1 会議費	150,000	43,848	▲106,152	総会等費用
2 事業費	3,991,000	3,279,181	▲711,819	
(1) 調査啓発費	2,691,000	2,233,249	▲457,751	沿線で実施されるイベントへの助成金等
(2) 観光宣伝費	300,000	168,300	▲131,700	ホームページの更新
(3) 美化運動費	900,000	777,632	▲122,368	各駅花壇・プランターの植栽(春・秋実施)
(4) 鉄道少年団育成費	100,000	100,000	0	鉄道少年団への活動助成
3 事務費	150,000	163,698	13,698	振込手数料等
計	4,291,000	3,486,727	▲804,273	

4,290,758 円(収入額) - 3,486,727 円(支出額) = 804,031 円(翌年度繰越額)

2 特別会計（計画推進事業）

(1) 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	摘要
1 補助金	31,870,000	31,870,000	0	富山県 31,870,000
2 負担金	63,201,307	62,952,127	▲249,180	高岡市 34,702,817 氷見市 752,473 砺波市 13,706,847 南砺市 13,789,990
3 繰越金	262	262	0	前年度より繰越
4 諸収入	0	44	44	預金利息
計	95,071,569	94,822,433	▲249,136	

(2) 支出の部

（単位：円）

科目	予算額	決算額	増減	摘要
1 事業費	6,960,000	6,710,820	▲249,180	べるもんだ車内おもてなし事業
2 委託費	88,111,569	88,111,307	▲262	城端線増便試行事業
計	95,071,569	94,822,127	▲249,442	

94,822,433 円(収入額)－94,822,127 円(支出額)＝306 円(翌年度繰越額)

【翌年度繰越額内訳】

- ・前年度繰越額 262 円
- ・受取利息 44 円

監 査 報 告 書

令和5年度城端・氷見線活性化推進協議会の収支決算について、帳票書類及び関係帳簿を監査したところ、いずれも適正に処理されていたことを報告いたします。

令和 6 年 6 月 18 日

監事 南砺市副市長

齊藤 宗人 

令和6年度事業計画（案）

1 調査啓発事業（イベント事業等）

（全体）

- ・利用マナー啓発事業
- ・城端線、氷見線の利用促進に係る事業への支援

（氷見エリア）

- ・べるもんだ歓迎事業（氷見市海浜植物園）
- ・春中ハンド開催期間の氷見線利用キャンペーン
- ・氷見線利用者への市街地周遊バス乗り継ぎ助成

（高岡エリア）

- ・城端・氷見線利用者に対する沿線観光施設への誘客キャンペーン
- ・城端線利用者に対する「日本海高岡なべまつり」なべ引換券配布事業
（氷見線利用者に対しては、JR 氷見線応援委員会で実施予定）

- ⑨ ・アニメ映画「大室家」×公共交通利用 スタンプラリー事業への支援

（砺波エリア）

- ・となみチューリップフェア JR 城端線利用者特典割引助成事業
- ・「べるもんだ1号」とのタイアップ旅行商品の造成
- ・チューリップ号ヘッドマーク作成事業

（南砺エリア）

- ・市内イベント連携型公共交通利用促進事業
- ・城端線利用促進キャンペーン

2 観光宣伝事業

- ・協議会ホームページによる沿線の観光情報発信
- ・観光列車「ベル・モンターニュ・エ・メール」を活用した沿線地域の魅力発信
- ・ラッピング車両を活用した沿線地域の魅力発信

3 美化運動の推進（城端・氷見線花いっぱい事業）

- ・沿線各駅の花壇、プランターの植栽、管理

4 鉄道少年団育成事業

- ・鉄道少年団の活動支援（高岡・城端）

5 計画推進事業

- ・ラッピングや車両環境の快適性向上の検討
- ・城端線の増便試行
- ・観光列車「ベル・モンターニュ・エ・メール」車内での乗客サービスの提供
（通常は、土日のみ運行だが、北陸DC 期間中（10月～12月）は、月曜日も運行）

令和 6 年 度 収 支 予 算 (案)

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

1 一般会計

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	6 年度予算額	5 年度予算額	増減	摘要
1 補助金	1,500,000	1,500,000	0	富山県 1,500,000
2 負担金	1,830,000	1,830,000	0	高岡市 732,000 氷見市 327,000 砺波市 356,000 南砺市 415,000
3 繰越金	804,031	960,738	▲156,707	前年度より繰越
4 諸収入	969	262	707	預金利息
計	4,135,000	4,291,000	▲156,000	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	6 年度予算額	5 年度予算額	増減	摘要
1 会議費	100,000	150,000	▲50,000	総会等費用
2 事業費	3,885,000	3,991,000	▲106,000	
(1) 調査啓発費	2,685,000	2,691,000	▲6,000	沿線で実施されるイベントへの助成金等
(2) 観光宣伝費	300,000	300,000	0	ホームページの更新
(3) 美化運動費	800,000	900,000	▲100,000	各駅花壇・プランターの植栽（春・秋実施）
(4) 鉄道少年団育成費	100,000	100,000	0	鉄道少年団への活動助成金
3 事務費	150,000	150,000	0	振込手数料等
計	4,135,000	4,291,000	▲156,000	

2 特別会計（計画推進事業）

(1) 収入の部

（単位：円）

科目	6年度予算額	5年度予算額	増減	摘要
1 補助金	31,814,000	31,870,000	▲56,000	富山県 31,814,000
2 負担金	66,204,285	63,201,307	3,002,978	高岡市 36,090,665 氷見市 1,522,763 砺波市 14,091,897 南砺市 14,498,960
3 繰越金	306	262	44	前年度より繰越
計	98,018,591	95,071,569	2,947,022	

(2) 支出の部

（単位：円）

科目	6年度予算額	5年度予算額	増減	摘要
1 事業費	7,700,000	6,960,000	740,000	べるもんだ車内おもてなし事業
2 委託費	90,318,591	88,111,569	2,207,022	増便試行 87,944,185 ラッピング列車補修事業 2,374,406
計	98,018,591	95,071,569	2,947,022	

城端・氷見線活性化推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、城端・氷見線活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき作成した城端線・氷見線沿線地域公共交通計画（令和4年6月策定）（以下「計画」という。）の実施に関する協議及び城端・氷見線（以下「両線」という。）の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、高岡市広小路7番50号高岡市役所内に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 両線の活性化のための各種調査・研究・啓発事業。
- (2) 関係当局に対する要望・陳情。
- (3) 観光・宣伝事業。
- (4) 両線周辺の美化運動に関すること。
- (5) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (6) 計画の実施に係る連絡調整及び協議に関すること。
- (7) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成のために必要なこと。

(組 織)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会には、会長1名、副会長3名、監事1名を置く。

3 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が総会の承認を経て委嘱し、会長の諮問に応じる。

(任 期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高岡市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、氷見市長・砺波市長・南砺市長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監 事)

第8条 監事は、南砺市副市長をもって充てる。

- 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部 会)

第11条 協議会に、第4条に掲げる事業を円滑に行うため、部会を置くものとする。

- 2 部会の名称及び所掌事務は、別表2のとおりとする。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 部会には、特定事務を所掌するために分科会を置くことができる。

- 2 分科会の名称及び所掌事務は、別表3のとおりとする。
- 3 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財 務)

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第 15 条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(雑 則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、昭和 62 年 10 月 5 日から施行する。
- この規約は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。
- この規約は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。
- この規約は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。
- この規約は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。
- この規約は、平成 27 年 7 月 8 日から施行する。
- この規約は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。
- この規約は、令和 4 年 7 月 12 日から施行する。
- この規約は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

（委員）

高岡市長
氷見市長
砺波市長
南砺市長
南砺市副市長
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長
富山県交通政策局長
富山県土木部長
高岡警察署交通課長
氷見警察署地域交通課長
砺波警察署地域交通課長
南砺警察署地域交通課長
射水警察署交通課長
西日本旅客鉄道(株)金沢支社長
あいの風とやま鉄道(株)代表取締役社長
万葉線(株)代表取締役社長
加越能バス(株)取締役社長
高岡商工会議所会頭
氷見商工会議所会頭
砺波商工会議所会頭
高岡市商工会会長
南砺市商工会会長
公益社団法人 高岡市観光協会会長
一般社団法人 氷見市観光協会会長
一般社団法人 砺波市観光協会会長
一般社団法人 南砺市観光協会会長
高岡市連合自治会会長
氷見市自治振興委員連合会長
砺波市地区自治振興会協議会会長
南砺市地域づくり協議会連合会会長
J R 越中中川駅利用促進協議会会長
J R 戸出駅利用促進協議会会長

別表 2 （部会の名称及び所掌事務）

部会の名称	所 掌 事 務
調査研究 部会	1 両線の活性化のための各種調査・研究・情報収集並びに啓発活動に関すること。 2 関係当局に対する要望・陳情等に関すること。 3 その他、両線の活性化に資すると認められる事項。
観光宣伝 部会	1 観光・宣伝事業に関すること。 2 両線周辺の美化運動に関すること。 3 その他、両線のイメージアップに必要と認められる事項。
計画 部会	1 計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 計画の実施に係る連絡調整及び協議に関すること。 3 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。

別表 3 （部会に設置する分科会の名称及び所掌事務、事務担当）

部会の名称	分科会の名称	所 掌 事 務	備 考
観光宣伝部会	ラッピング列車に関する分科会	1 「忍者ハットリくん」のラッピング列車の運行に関すること。 2 その他、分科会の目的を達成するために必要な事項。	分科会の運営は氷見市が行うものとする。